平成２６年（フ）第１４号
福井県鯖江市石田上町第２号９番地28
債務者　小島　佳子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
福井県坂井市三国町新保第９号50番地
債務者　大島　　剛
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３号
福井県越前市真柄町第18号25番地の２
債務者　川原智栄美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
福井県越前市池ノ上町第27号３番地の４
債務者　河端　千春
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
福井県丹生郡越前町梅浦第59号18番地３
債務者　松山　待子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
名古屋市千種区若水３丁目１番15号　プレスイン池下１Ｂ号
債務者　湊原　明人
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３５号
名古屋市千種区菊坂町１丁目22番地　コア菊坂107号
債務者　青中奈津子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０６号
名古屋市港区甚兵衛通３丁目24番地
債務者　後藤　孝司
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６号
兵庫県淡路市岩屋375番地12
債務者　三井　智明
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
兵庫県淡路市岩屋3557番地９　ストレイトビュー浜101、前住所岩手県盛岡市前九年３丁目24番48号
債務者　竹田美千子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２号
山口県下関市川中本町１丁目21番２号　リバイン川中１号
債務者　Ｙ’ｓサッシこと　水野　幸弘
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第５号
大分県別府市大字北石垣1114番地の１　サンルピナス21―306号
債務者　河野　浩子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４５号
大分市大字奥田824番地の13　パープルハイツ安部501
債務者　村上　浩己
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
青森県弘前市大字浜の町西１丁目１番地１
債務者　齊藤美佐子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１１号
青森県弘前市大字大森字田浦142番地20
債務者　須藤江利加
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第８６号
愛知県春日井市下市場町５丁目３番地22　アメニティ563Ａ105号
債務者　北嶋　隆太
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７２号
愛知県津島市越津町字中之郷32番地１　ザ・ペラルゴテラス南棟Ｂ号、従前の住所愛知県津島市寺野町字郷137番地２　グランドパレスⅠ番館101号
債務者　蓑田　淳美（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部